

第13回和歌山県河川整備計画に係る委員会

平成22年10月8日（金）

議長

議事の2番目ではありますが、芳養川水系河川整備計画（素案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では、まず、お手元の「資料1」の策定スケジュールをお開きいただければと思いますけども、冒頭局長からの挨拶で申し上げましたように、前回3月26日に1回目の審議をいただきまして、本日2回目でございます。本日ご審議いただきまして、修正なりを加えて、もしご了解いただけましたら、今後、パブリックコメントによる意見募集を進めてまいりたいと考えております。その後につきましては、その意見を反映させた形で第3回目の委員会を開催して、先ほど説明したようなプロセスに入っていくというようなことを考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日ですが、「資料2」と「資料3」に前回からの修正等を記しております。「資料2」につきましては、前回の委員会でいただいたご意見に対して、今回、県の考え方、修正した点についてまとめているものです。この「資料2」の内容につきましてはパワーポイントで説明をさせていただきますので、前のスクリーンをご覧くださいと思います。お手元の「説明補助資料」というのと同じものです。

まず、1点目ですけども、前回、芳養川の整備を進めるに当たって、なるべく片岸だけを拡幅して現況の河川を維持する、これによって環境への配慮をしていくと、そういうことを説明いたしましたところ、その考え方を図や文章で説明、表現したほうがいいのではないかというご意見を頂戴しておりました。前回もご覧に入れた図面に少し修正を加えていますけども、このように左岸側、右岸側、なるべく片岸だけの拡幅によって、もう片方の反対側はいじらない、さわらないということで整備を進めていきたいと。

この断面でいいますと、こちら側の護岸はなるべく触らないで、こちらの川もなるべく触らないで、こちらの掘削と護岸だけをすることによってなるべく触らない部分を残すと、こういう考えであります。

このために、河川環境の整備と保全の部分で、また後ほど文章はご覧いただこうと思い

ますが、「片岸拡幅などにより河岸を保全し、環境への影響を最小限にする」という文章を本文に加えようと思っております。もう1つは、片岸拡幅のイメージというのを本文の中に加えようと思っております。ただ、右下に少し注釈を入れさせていただいておりますけども、今説明したのは赤字が護岸工の位置ということになりますけども、護岸工の位置については今後、現地測量あるいは詳細設計をしていく中で変わってくることもあり得ますので、あくまでもこの図はイメージということで、そういう詳細の部分については変更があり得ると注釈をつけさせていただいた上で、本文に載せたいというふうに考えております。これが、まず1点目です。

それから、2点目ですけども、今回の計画的に工事をする区間が脇田橋から上井頭首工までの間の約2kmということで、河川整備計画、前回ご説明した時には、さらにこの下流にあります境橋という治水基準点の流量だけを記載しておりましたところ、脇田橋より上流の河川整備をするのだから、脇田橋での流量を書くべきではないかというご意見をいただいております。

これにつきましては、本文の中ですけども、おおむね10年に一度程度の確率で発生する降雨量、60分雨量85mmの流量290m³/s、その後に括弧で、脇田橋でも同量为目标流量としたためという書き方をさせていただきたい、そういうふうに修正をさせていただきたいと思っております。それが2点目です。

それから、3点目ですけども、少しお手元の図も小さくて恐縮ですが、前回説明のときに用いた流下能力図の中に上井頭首工の位置が書いてなかった、他にもございましたけど、わかりにくいというご指摘を頂戴しておりましたので、今回、追記したものをお付けしております。今回の区間が脇田橋から上流の上井頭首工までの、この区間になります。その上井頭首工の位置を記載いたしました。それと、あと大井頭首工という改築を要する頭首工の位置も抜けておりましたので、あわせて追記をさせていただいております。

もう1つは、流下能力図の下に、これは参考資料の方ですけども、堤防の状況がどうなっていて、背後地の土地利用がどうなっていて、どういう内容の事業をするかという説明資料にも、同じくその2つの頭首工の位置が抜けていましたので、それぞれ大井頭首工、上井頭首工の位置を加えさせていただいております。これが3点目でございます。

前回委員会でいただいたご意見につきましては、以上3点の修正をさせていただいております。その他、事務局の方で再度見直しをいたしておりまして、修正をしている点が何点かございます。「資料3」で説明いたします。

まず、1点目、流域の概要の部分ですが、これは「芳養川流域周辺に」という言葉の位置がちょっと不適切であったのではないかとということで、位置を変えておりました、「芳養川流域周辺には縄文時代の下芳養遺跡、古墳等の多数の遺跡が点在しており」という文章表現の適正化をさせていただいております。これが1点目です。

それから、2点目ですけれども、これにつきましては本文の表現で、「河口から2.01k地点」と書いてあったり、「2.01地点から5.05地点」と書いてある文や、あるいは2ページ目の4番に書いてあるような、「境橋から上流の上井頭首工までの区間について」という書き方があったり、ちょっと書き方が色々ありました。それと、やっぱり「何kから何k」という表現だけではなかなか、おそらく地域の方は読んでおられてもわかりにくいのではないかと問題認識を持ちまして、みんな赤の部分のように、例えば「河口から境橋（2.01k）までの小規模河川改修実施し」ですとか、下の「また」以下ですと、「広域一般河川改修事業として境橋（2.01k）から上井頭首工（5.05k）までの河川改修を実施中である」と、現地でわかりやすいような表現に修正をしております。

それから、3点目ですけれども、利水の現状の部分で、中段以下ですが、原文が「また、流域住民の約4割が芳養川の水を農業用水に利用しているが、その実態は明らかでない」と、こういう表現をさせていただいております。これは、アンケート調査の中で芳養川の水を農業用水に利用しているという、アンケート調査にお答えいただいた方の中の4割の方が利用しているという返事をいただいたということをもって、こういう記述をさせていただいていましたけれども、正確な事実関係がわかりませんので、また住民の4割が農業用水を利用しているというのもあまり適切な表現ではないのではないかとこのように思いまして、その部分を削除しておりました、代わりに農業用水のすべてが慣行によるものであるということを付け加えております。文章としては、「慣行水利権は56件となっており、農業用水のすべては慣行によるもので、その実態は明らかではない」と、こういう表現に修正させていただいております。

それから、4点目は先ほどと同じ、位置の表現の修正でございます。

次の3ページ目の5番目ですけれども、前回、河川整備の現状と課題の水質の部分で、芳養川に環境基準地点がないという中で、平成4年度から13年度に過去に行っていた水質観測記録、それから近年まで田辺市で行っている最近の水質調査の結果、両方を記述しておりました、さらに両方のグラフを載せるということをしてございましたけれども、近年の田辺市による水質調査結果がございますので、それに統合させていただいて、平成4年か

ら13年の古い観測地点のグラフを削除いたしまして、文章もその関係の文章を削除して、右側の赤字部分ですけれども、「水質については、環境基準は設定されていないが、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数についてはB類型を満足している」と、こういう表現をしたいと考えております。ここにpHだけ無いのは、pHだけ若干B類型を満足しないときがありますので、それだけ除いて挙げさせていただきます。これが5点目になります。

それから、6点目ですけれども、平成16年から20年の5カ年間、田辺市の観測データ、載せていたものにつきましても、21年のデータが出てまいりましたので、最新の5年間ということで17年から21年に修正をさせていただきます。あわせて、観測地点の位置、出合橋という場所が他との比較が難しいものですから、1.5k地点ということを追記させていただきます。

最後、7番目ですけれども、3.3.1で「洪水、高潮等による災害発生の防止又は軽減に関する事項」ということで記述をしておりましたけれども、今回の計画をご覧いただいてもわかりますように、高潮の計画というのはございませんので、「洪水等による災害発生の防止又は軽減に関する事項」という修文をさせていただきます。

それから、次の5ページ、8番目になりますけれども、先ほど冒頭のスライドでご説明したところですが、河川環境の整備と保全に関する事項の中で、片岸拡幅の考え方を文書化しております。これを読み上げます。「住民にとって親しみやすく新しい魅力を創出する川を実現する。そのため、片岸拡幅などにより河岸を保全し、環境への影響を最小限にするとともに、沿川地域の環境と上下流への連続性に配慮し、生き物にも優しい川づくりを進める。」といたしまして、先ほどもご覧に入れた片岸拡幅のイメージ図というのを添付するという追加をさせていただきます。

それから、次の6ページ目の9番は、冒頭のスライドで申し上げた流量、境橋だけではなくて脇田橋でも同量というのを追記でございます。10番と11番につきましては、この芳養川ではなくて前回の委員会の中で、流下阻害対策というのが維持・修繕ではなくて河川改修の一環として行う場合があると。それは最初のスライドでご覧に入れた計画的に整備をする区間以外の場所でもする場合があり得ますので、それについてはその他の部分、「その他河川整備を総合的に行うために必要な事項」の中に文章を追加させていただきたいと考えております。

文章としては、「一部区間の流下能力不足等に伴う浸水被害の軽減・解消のため、上下

流バランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を実施する。」と、こういう文章を追加させていただいて、あわせて後の文章の接続部分を、「また」と「さらに」を修正したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご意見なり質問、ございますでしょうか。

どうぞ。

委員

非常に瑣末なことで恐縮なんですけど、2ページの利水の現状と課題というところで…。

事務局

資料はどの資料で。

委員

「資料3」。「農業用水の河川からの取水は」という文章ですけども、2行目の文頭で「取水堰からされ」というのは何か日本語としておかしい。「なされ」、「行われ」とか、何かそんな語句のほうが。それと、そうすると「慣行利水権は56件となっており」、だけでもわからないというのがあるので、「いるが、農業用水のすべては慣行によるもので、その実態は明らかでない」というような、「いるが」みたいな、「しかし」というふうなニュアンスの言葉の方がいいんじゃないかと思うんですけども。

事務局

「農業用水の河川からの取水は、河道に多く設置された取水堰からなされ、慣行水利権は56件となっているが、農業用水のすべてが慣行によるもので、その実態は明らかではない」、ご指摘のとおりかと思えます。ありがとうございます。

議長

今の「資料3」の4ページのナンバー6で、これは「資料4」の方で見ますと、6ページの図のことを指しておられるんですね。

事務局

はい、そうです。

議長

これは、前はどうなったんです？ これは1年ずれていたんですか。16年から20年までの、それは一番最近のものに改められたということ。

事務局

はい。

議長

他、いかがでしょうか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それじゃ、特に大きい変更のご指摘もないようですので、今いただきましたご意見をもとに、素案に若干手を加えていただきまして、その案を各委員に修正後のものをお送りいただいて、次の期日までにパブリックコメントにかけていただくというふうにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、この結果をもってパブリックコメントを行っていただき、その結果については次回委員会で審議したいというふうに思います。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

— 了 —